

金融機能強化法 (公的資金新法)

制度調査部
堀内勇世

ちょっとキーワード2

【要約】

新聞報道等によれば、関東つくば銀行と茨城銀行が合併をする際に、資本増強のため、「金融機能強化法」に基づく公的資金の注入を申請する方針といわれている。

「金融機能強化法」は、今年8月から施行された新しい法律である。

そこで、ここでは話題のキーワードとして、「金融機能強化法」を、ごくごく簡単であるが解説する。

「金融機能強化法（公的資金新法）」とは、

資本増強のため、金融機関に公的資金を予防的に注入するための法律。

< 正式名称など >

「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」

平成16年(2004年)6月14日成立、同月18日公布。そして同年8月1日施行。

< 経緯 >

金融庁が平成14年(2002年)10月30日に公表した「金融再生プログラム」では、金融システムの安定に万全を期しつつ、不良債権問題を終結させるため、迅速に公的資金を投入することを可能にする新たな制度の創設の必要性などについて検討することとされていた。

平成15年(2003年)7月28日、金融審議会金融分科会第二部会から、報告書「金融機関に対する公的資金制度のあり方について」が公表された。

< 内容 >

この法律は、金融機関の資本の自己調達が必ずしも容易でない中で、地域における金融機能の強化に向けた金融機関の取り組みに対して支援を行う時限的な制度を創設するものである。

具体的には、金融機関等が、平成20年(2008年)3月31日までに、預金保険機構に対し、株式等の引受け等に係る申込みを行うことができるとしている。つまり、平成20年(2008年)3月31日までなら、要件を充たせば、公的資金の注入を受けられるようにしている。なお、実際の株式等の引受け等を行うのは協定銀行である「整理回収機構」である。

公的資金の注入を受けるに当たって、金融機関は、実施期間を3年以内とする経営強化計画



を作成して提出しなければならない。その際、合併等の抜本的な組織再編成を行う場合以外は、経営強化計画の終期に、その計画中に示した数値目標がされない場合における経営責任の明確化に関する事項（内閣府令で、代表権のある役員が役員を退任することなどが規定されている）も記載しなければならない。

< 最近の予防的の公的資金注入の法律 >

「金融機関等の組織再編成の促進に関わる特別措置法」= 組織再編成促進特措法

平成 14 年（年）12 月 11 日成立、同月 18 日公布、大部分は翌年 1 月 1 日施行。

金融機関等の組織再編成を促進するため、合併等により低下した自己資本比率を回復するために公的資本を注入できるとする措置や、合併等を行った場合、1 年間に限り預金保険の保険基準額は、「1000 万円×合併等を行った金融機関の数」とする等の措置を規定していた。

上記の措置は、「金融機能強化法」の規定する措置に統合された。

「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」= 早期健全化法

平成 10 年（1998 年）10 月 16 日成立、同月 22 日公布、同月 23 日施行。

破綻前の金融機関に公的資金を用いて資本注入を行うことにより、金融システムの安定化を図ること等を目的としていた。

2001 年 3 月 31 日をもって、この法律による公的資金注入は終了した。

< 参照資料 >

【金融庁 HP の公表資料】

〔金融機能強化法〕

法案提出時の概要など

<http://www.fsa.go.jp/houan/159/hou159.html>

【解説記事】

〔金融機能強化法〕

一松旬（金融庁総務企画局信用課課長補佐）「地域金融の機能強化に向け新たな公的資金制度を創設」（週刊金融財政事情 2004.7.5）

< 制度調査部作成レポート等 >

〔金融機能強化法〕

「金融機能強化法成立！ <今日のニュースと「制度調査部情報」（6月15日）>」（吉川満・中田綾、2004.6.16 作成）

「金融機能強化法政省令案の概要発表、8月施行予定 <今日のニュースと「制度調査部情報」（7月1日）>」（吉川満・中田綾、2004.7.1 作成）

「新公的資金の注入制度に関する金融審報告書 ~ 7月28日公表の金融審報告 ~」（堀内勇世、2003.8.18 作成）

〔組織再編成促進特措法〕

「金融機関の再編促進のための特例～金融機関再編促進法案～」(堀内勇世、2002.11.20 作成)

〔早期健全化法〕

「金融機能早期健全化措置法施行」（吉井一洋、1998.10.22 作成）